

平成 30 年 5 月 2 日

南九州市商工会会員 様

南九州市商工会選挙管理委員会
委員長 五反田 直一

南九州市商工会役員の改選についてのお知らせ

新緑の候 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今年度は、役員任期満了による改選の年であり、総代会において選任されることとなります。理事会の承認を受けた選挙管理委員会は、南九州市商工会役員の選任に関する規程第12条に基づき日程等について下記のとおり定めましたのでお知らせします。

記

(1) 選任する役職名

会長(1人)、副会長(2人)、理事(20人)、監事(2人)

(2) 選挙期日及び場所

平成 30 年 5 月 22 日(火) 市民交流センター「ひまわり館」

(3) 候補者の届出に関する期間

平成 30 年 5 月 8 日(火)～5 月 17 日(木)

規程の関係条文

南九州市商工会役員の選任に関する規程

(選任される役員候補)

第2条 規約第11条第1項の規定による役員候補者になろうとする者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 自ら候補者として立候補した者。ただし、立候補するには5名以上の会員の推薦を受けた者とする。
- (2) 5名以上の会員が候補者として推薦した者
- (3) 前各号による立候補及び推薦候補の届出がないとき、又は候補者が定数に満たない役職が生じたときは、規約第11条第3項の規定による役員選考委員会によって選考し、役員候補者の決定を行う。

(立候補並びに推薦の届出)

第3条 前条第1号による役員候補者に立候補する者は、定められた届出期間内に、立候補届出書(別記第1号様式)に立候補者推薦書(別記第2号様式)を添付して選挙管理委員会委員長にその旨を届出なければならない。

2 前条第2号による役員候補者を推薦しようとする者は、定められた届出期間内に、推薦候補者届出書(別記第3号様式)により選挙管理委員会委員長にその旨を届出なければならない。

3 前項の推薦届には、被推薦者の承諾を受けていなければならない。

(重複立候補の禁止)

第4条 一つの役職の候補となった者は、同時に他の役職の候補者となることができない。

*届出様式については、商工会事務局に置いてあります。